

第 27 回下妻市コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

(令和 3 年 1 月 13 日開催)

新型コロナウイルス対策で、政府は13日、大阪府、兵庫県、京都府の3府県のほか、愛知県と岐阜県、それに福岡県、栃木県の合わせて7府県を対象に緊急事態宣言を出す方針です。

宣言の対象地域は、東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県を含め11都府県に拡大することになります。

1月7日の茨城県知事の発表により、急速な感染拡大を踏まえ、1月20日(水)まで県内全域において不要不急の外出自粛が要請されました。1月12日時点で、感染拡大市町村として、営業時間の短縮要請の継続・追加となった市町村は、常陸太田市・高萩市・筑西市・つくばみらい市・大洗町・東海村・境町・水戸市・日立市・土浦市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・常総市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・守谷市・坂東市・稲敷市・阿見町・河内町・八千代町・利根町の計25市町村となりました。1月20日(水)まで県内全域において不要不急の外出自粛を要請するほか、飲食店における営業時間短縮要請がされました。

下妻市においては、現在、28件のコロナ感染者が確認されています。また、近隣市町においてもコロナの感染拡大が認められ、いつ感染が拡大してもおかしくない状況にあります。

感染拡大の現状と、上記の茨城県の方針を受け、市の対応は以下のとおりです。

市の対応について

急速な感染拡大により、感染拡大市町村に指定された場合の早急な今後の対応について決定しておく。以下の対応について、原則1月20日(水)まで継続することとする。

(1) 各部署のイベント、事業等について

- 不特定多数の参加が予定されているイベントや行事に関しては、原則中止とする。
- 各部署の事業については、人数制限や感染拡大予防対策を徹底し、開催の判断は各部署等で行う。また、リモート会議等を実施できる場合は活用する。

(2) 公共施設等の対応について

- 公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖。
- ※ただし、施設により開設が必要と判断される場合は、その限りでない。

※ 上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。